

令和元年第16回（臨時）高砂市教育委員会 会議録

日時

令和元年9月2日午後7時30分

場所

高砂市役所本庁舎2階会議室

出席者

衣笠教育長、山名委員、吉田委員、布施委員

欠席者

神尾委員

出席事務局職員

永安教育部長、阿部教育推進室長、赤松学校教育室長、北野教育推進室教育総務課長
横山学校教育室学校教育課長、榊原こども未来部子育て支援室幼児保育課長、
北野企画総務部総務室人事課長、原企画総務部総務室人事課人事係長

本日の会議に付した事件

協議事項

- 1 令和元年高砂市議会9月定例会提出議案に係る意見の聴取について

報告事項

- 1 不登校の児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等について

議 事 協議事項 1 令和元年高砂市議会 9 月定例会提出議案に係る意見の聴取について

- 事務局 (高砂市会計年度任用職員の給与等に関する条例を定めることについてについて説明)
- 委員 フルタイムの給与の計算方法についての記載がありませんが、パートタイムと同じということですか。
- 事務局 フルタイムは給料表があり、それに準じています。パートタイムもその給料表がベースになりますが、勤務時間がフルの者より短いので、その時間に応じて月額を算出しますので計算方法を記載しています。
- 委員 最低賃金は上回るのですか。
- 事務局 兵庫県の 10 月からの最低賃金が 899 円になる見込みで、来年度 4 月 1 日から、事務補助の時間単価は 930 円と考えております。
- 委員 雇用期間が 3 年過ぎたら正社員にしなければいけないという法律があったと思いますが、会計年度任用職員の場合、単年度単年度で契約していくから、正規職員にはなれないのですか。
- 事務局 労働契約法だと思いますが、地方公務員は対象外で、5 年任用が続いても 6 年目、7 年目も同じ身分で契約となろうかと思えます。
- 委員 フルタイムとパートタイムの違いというのは、単純に労働時間の違いで単価は同じということですか。
- 事務局 給料の月額は、給料表にある金額となり、フルタイムは手当として、パートタイムは報酬として支給しますが、同じ額が支払われることになります。
- 委員 パートは、正規職員と非正規職員の同一労働同一賃金と考えていいのですか。
- 事務局 企画・調整業務や財産差し押さえ、許認可といった権力的業務などの本格的業務を正規職員に、それに該当しない業務を会計年度任用職員にと、明確に職責で分けて業務に当たってもらう予定です。
- 委員 非正規職員と正規職員の給料表は別ですよ。
- 事務局 別です。
- 委員 非正規職員に昇給はあるのですか。
- 事務局 勤務の形態によりますが、昇給します。
- 委員 正規職員と同じですか。
- 事務局 単純に正規の半分ぐらいの給料表としています。職責の違いによって、同じ 1 年勤務した中でも蓄積される技能が違うという考え方から分けております。
- 委員 職責が違うからという理由づけなのですか。
- 事務局 職責を分けて、会計年度任用職員がやるべき仕事に当たっていただきます。
- 委員 同一労働同一賃金とは、違う考え方ですか。
- 事務局 正規職員と一緒にではないと考えております。

- 委員 民間は、正規とパートを同等で扱います。ほとんど平等に近いです。
- 委員 100分の150の時間外手当と考えていいのですか。
- 事務局 100分の150は60時間を超えたもので、通常の60時間までは、100分の125です。
- 委員 36協定とは、どういう規定ですか。
- 事務局 36協定は、病院や上下水道では、結ばなくてはいけない場合がありますが、地方公務員は36協定の対象外になります。会計年度任用職員は上限規制の対象になりますが、時間外をすることを想定していません。
- 事務局 (高砂市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明)
(質疑なし)
- 事務局 (高砂市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明)
(質疑なし)
- 事務局 (高砂市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を定めることについて説明)
(質疑なし)
- 事務局 (動産の買い入れについて説明)
- 委員 リース契約は、メンテナンスも含めての契約だと思うのですが、買い取りになった場合にメンテナンスはどうなるのですか。
- 事務局 買い取りを行いましたら市の財産となりますので、メンテナンスの部分も差し引いた金額で買い取ります。メンテナンス部分に関しては、10月1日以降は、また後で予算のところでご説明いたしますが、市が直接別契約を結ぶことになります。
- 委員 別契約で、その分出費が出るということですか。
- 事務局 買い取った後、保守経費相当分の金額は、別で市が契約を交わします。
- 委員 メンテナンスを契約し直すのですか。新たなところではなくて、今契約していたところと契約し直すのですか。
- 事務局 そもそもありましたメンテナンス付リースという契約を、今回この買い取りの契約と、メンテナンスをする契約2本立てという考え方で、メンテナンスの業者と改めて契約を結びます。
- 委員 買い取りにしたら、月々メンテナンス料を支払う契約ですよな。
- 事務局 13年間のメンテナンス部分をリース料の中に入れて払っていますが、10月以降

は、同じように13年間のうちの3カ月が終わりましたので、残りの153カ月分を1つの契約として月々支払いする契約を交わす予定です。

- 事務局 (令和元年度高砂市一般会計補正予算について説明)
- 委員 メンテナンス料は今のリース料に含むメンテナンスより高くなるのですか。
- 事務局 メンテナンス付リースでの維持管理部分の経費からいうと、高くなっておりません。今まではメンテナンス付リースの維持管理部分で、市との直接契約ではなく、下請業者が入っていたのですが、今回は市と直接契約することで、必要な保険料や元請としてかかる経費を含めています。それに加え10月以降の契約で消費税率も8%から10%に上がります。ただ、リースとメンテナンスを合計して金額の差を比較しましたら、安くなる見込みです。
- 委員 リースの場合で機械が悪くなったら、本体の交換ができると考えていましたが、買い取りの場合、保守はどのぐらいまでできるのでしょうか。今の電化製品のサイクルからいうと、13年間、型番が残りますか。
- 事務局 この空調の耐用年数というものが13年間ですので、リース契約も13年間です。メンテナンス付リース契約のメンテナンス部分の契約をそのまま継続するという条件で今の業者から見積もりを徴収して随意契約の方法で進めたいと考えています。自然災害や故意に壊したとき以外の分に関しては、13年間の間、部品の交換も含めて、全て保障していただきます。そのあたりについては、基本的な合意は得られております。
- 委員 実質、リースも買い取りもメンテナンス部分は変わらないということですね。
- 事務局 はい。
- 委員 ただ、部品は13年後もあるのですか。それは保障していただけるのですか。
- 事務局 そこが一番心配でしたので、その部分の保障についてから、協議を進めたようなところはあります。
- 事務局 極端なお話もさせていただいて、入れかえに近いような大きな修繕が発生した場合でも、13年間の間ならば保障の対象となるというところで合意を得たので、進めていくに至ったところはあります。
- 事務局 (平成30年度高砂市一般会計歳入歳出の決算認定について説明)
- 委員 100%以上で執行している事業はありますか。
- 事務局 基本的に予算を超えての執行というのはできませんので、例えば100%になる場合、1つは事業がもう確定したので要らなくなった金額を減額して補正して100%にしてしまうというケースもありますし、予想以上に経費がかかる場合、その見込み額まで補正をして、ほぼ全額執行して100%にしてしまうというものもあります。補助金は、金額が決まっていますので、予算額ほぼ100%の執行です。教育総務費の小学校補修事業は、施設の修繕で、施設が古いので、いつも

予算の範囲内で、できる限りの工事をやっていますので100%となります。

○委員 急を要して執行しなといけないときなど、予算は100万円しかないけど、実際には200万円程度まで要するような場合もあると思います。その場合書類上は先に予算を変えるのですか。極端な例だと、災害の場合だとどのようにしていますか。

○事務局 1つ目は、見積金額が出た段階で補正をして予算を増額します。2つ目は予算の中で、例えば修繕費用が足りない場合、事務用の消耗品を買う経費、あるいは光熱水費などで、余裕がある分を修繕に流用します。この場合は金額が大きくなると、なかなか難しいところはございます。3つ目は、市全体で予備費という形で予算を持っております。こちら金額の上限がありますが、緊急を要する場合は財政課と協議をします。

○委員 流用などをしている事業はありますか。

○事務局 公民館で空調機器の故障があり、予備費の充用をし修繕をしました。学校教育の教育振興費と、生涯学習課の工楽松右衛門旧宅運営管理事業で流用しています。

○委員 予算額というものは、枠にこだわることなく臨機応変に、学校、子供のために、あるいは教育の色々なことに関して、いいことは予算額を超えてやって運用して欲しいということで、100%を超えるような事業がもっとあっていいと思いますが、意外と少ないなと思って。

○事務局 当初予算というものは、財政当局との協議の中で決まります。当初予算が固まってしまうと、充実していかなければいけない部分に関しましては、次年度予算という形になってくるのが通常の事業の執行という形になります。補正や流用というのは、想定外のことが起こって、どうしても予算を増額しなければいけない部分に関してのみ執行できるものとなりますので、基本的な事業の充実につきましては、次年度の予算になるという形になります。

○委員 教育の現場で、予算請求には間に合わなかったけど、何か事業がしたいとなった時、融通のきいた、臨機応変な予算の使い方が出来たらと。来年の予算でない絶対だめと言われると、非常に現場の方々もつらいところがあると思います。柔軟な対応で、補正予算などで新たに追加事業ができるのならば、体制としてはいい予算の運用の仕方をするし、教育委員会の中がいい体質になるのではないかなと思います。建設や、補修等の大きなことは年間の計画でいくけど、ソフトの面での研修や教育的な機材の購入など、もっと柔軟に対応できるようなあり方、教育委員会用の予備費、そういうのがあってほしいと思います。

○教育長 本来、当初予算のときにしっかりとした予算の組み立てをして、計画的なことも考えた上で要求し、執行していくもので、これは基本中の基本であると思います。ただ、どうしても増額しないといけない場合は補正をして、積極的に事

業を展開していく姿勢を持ってということだと思います。貴重なご意見をいただいていますので、しっかりとやっていきたいとは思いますが、なかなか難しいのが現実です。

- 委員 学習スタディパートナー派遣事業や、補充学習等推進事業が100%執行されていて嬉しいです。現場の先生たちが必要としているし、現場で使う価値を認めていると思えました。また、100%執行されているということは、もっと予算が欲しいのではと思います。丁寧に検証していただきたい。
- 委員 補正や流用はどうか。
- 事務局 当初予算と執行額は同じです。補正はしていません。今年度は補充学習等推進事業の時間数を増やしていますので、金額が増えています。
- 教育長 減額の補正はしていませんし、補修学習等推進事業などは30年度で執行した以上に欲しいということで、今年は予算を増額して取り組んでいるところです。今年度、不十分だった部分は来年度に生かすという姿勢は持ち続けていきたいと思っております。意見について決定します。

議 事 報告事項1 不登校の児童・生徒の指導要録上の出欠の取扱い等について

- 事務局 (報告事項1について説明)
- 委員 新たにつくるのですか。それとも前からある変更ですか。
- 事務局 これは新しくつくるもので、他市町の様子、または国のガイドライン等を参考に作成したものです。
- 委員 要綱などはありませんでしたか。
- 事務局 国のガイドラインに基づいておりました。
- 教育長 教育機会確保法に基づいて、フリースクールや学校外の学びの重要性を明記されていたということで、それをもとに高砂市は動いていたのですが、国等のガイドラインを参考にしながら市のガイドラインをつかって、不登校状態である子供の出欠の取り扱いの要綱を整理したということです。

令和元年9月2日 午後10時40分 教育長会議の閉会を宣告
